⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成29年２月１日以後随時に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部経理調達課において申請を受け付けるものとする。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」(以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成28年11月１日から平成28年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成28年11月１日から平成29年１月13日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

③　インターネットの使用による測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより平成28年11月１日から平成28年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成28年11月１日から平成29年１月13日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。ただし、パスワードの請求に当たっては、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の④から⑦までに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格審査にあっては、９⑸①から⑥に掲げる場合の申請及び９⑹に掲げる場合の申請について郵送）により、申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴②においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴②において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。ただし、添付書類として以下（建設工事に係る添付書類）に掲げる④に掲げる書類、⑦ただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類を別記３に掲げる送付先にファックス送信するものとする。(ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く)。

インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、３⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴③においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴③において入手したパスワードを入力して、送信するものとする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等

③　業態調書

④　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２)、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３))ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の特別事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下、「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑧　申請者が共同企業体であって、客観的事項及び特別事項について算定した点数の調整（数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55年12月１日付け港管第3722号）第６条⑶に規定する共同企業体の特例をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

［注］

㈠　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る５（建設工事）①に掲げる項目について記載した書類を提出すること。

（測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

①　業態調書

②　技術者経歴書

③　営業所一覧表

④　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

⑤　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し

⑥　財務諸表

⑦　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式(その３）又は（その３の２)、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は(その３の３))ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類